

2016

春号

Spring

No.11

2016年5月10日発行

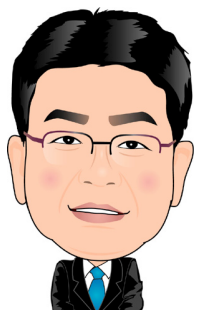


通信

八鍬税務会計事務所

tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp

http://www.yakuwa.net



今季号のご案内

- ★ 税務カレンダー
- ★ 税務 TOPIX
- ★ NEWSWAVE
- ★ 税金 Q & A
- ★ 事務所よりお知らせ



ごあいさ

徒手空拳 (としゅくうけん)

九州熊本地方を襲った群発地震は未だに収束の気配がな
体を感じる揺れは1,200回にも及んでいる。相次ぐ地震で
光各所や名所旧跡にも大きな被害をもたらし、九州全体の
光産業にも大打撃を与えているようだ。全国有数の規模と
厳さを誇る熊本城の崩れかかった姿を見るのは、何とも残
としか言いようがない。ともあれ亡くなられた方々のご冥
を祈るとともに、被災地の日も早い復興を願わずにはい
れない。

一方、海の向うでは夏のオリンピックが間近に迫る中、
メリカ大統領選もいよいよ中盤にさしかかり、本命候補が
揃ったようだ。どうやらこのまま行けば、後半戦は民主ク
ントンと共和党トランプ氏との一騎打ちとなりそうだ。

トランプ氏は政治経験はないものの、過激な発言と大胆
発想が国民の間で大きな支持を受けている。日本でもかつ
田中角栄氏が佐藤栄作総理の後を受け、総理大臣となった
和 47 年当時と酷似しているような気がする。当時、日本はオイルショック、ニクソンショックと
続き、高度経済成長にも陰りが見え始めた頃。とりわけ強力なリーダーシップが求められていた時
代である。

彼は誰も思いも寄らなかった日本列島の大改造構想を掲げ、国民のど肝を抜かすやいなや新幹線
の早期開通、高速道路網の整備、日中国交回復等々矢継ぎ早に政策を実行し、「コンピュータ付きブ
ルドーザー」の異名を取るほどであった。

それまでの官僚を中心とした政治体制に大きな風穴をあけたことだけは事実である。しかし、晩
年 ロッキード事件によって失脚はしたものの、その残した業績と足跡を賞賛する声は今でも後を絶
たない。思えば貧しい片田舎から柳行李一つで上京、弱冠 54 歳にして総理大臣に登るまでの人生は、
まさに徒手空拳の生き様を見せつけた人だった。それを物語るにふさわしい彼の座右の銘「座して食ら
えば山また空し」(何もせず道楽をして暮らしていると、山のような財産もいづれ無くなってしまう)
は、国債や社会補償費に苦しむ現代社会への警鐘だったのかもしれない。

税務カレンダー

2016年5月

- ◆固定資産税 第1期
- ◆自動車税の納付
- ◆個人住民税の特別徴収税額の通知
- ◆特別農業所得者の承認申請期限
(5月16日まで)

2016年6月

- ◆個人住民税 普通徴収 第1期

2016年7月

- ◆所得税の予定納税 第1期
- ◆固定資産税 第2期
- ◆源泉所得税 納期特例分(10日まで)
- ◆社会保険の報酬月額算定基礎届出書
(10日まで)
- ◆所得税の予定納税額の減額申請
(15日まで)
- ◆労働保険概算・確定保険料の申告・納付
(6月1日から7月10日まで)

所長 八 鍬 伸 一

税 務 TOPIX

社会保険未加入事業所へ厳罰化

法人事業所や従業員5人以上の個人事業主に加入が義務付けられている厚生年金ですが、加入を怠っている事業所に対して、加入促進・督促を強化する動きが活発になってきています。日本年金機構の調査によると、これら法令違反の未加入事業所が全国に約79万件とのこと。昨年秋から順次、未加入事業所へ督促・通知を行っており、徐々に成果を上げてきている模様。しかしながら、中には督促・通知を無視し続けるケースもあり、その場合には 過去2年分の社会保険料の支払いを命じられるケースもあるようです。

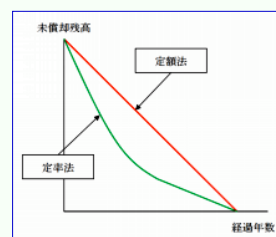
『空き家』の売却に 3,000 万円の特別控除



父母がなくなり空家となった実家が急増し社会問題化。これを解消するため、亡くなった時から3年以内に売却した場合には譲渡所得について3,000万円の特別控除を認めるという新制度がスタートしました。この制度は平成31年12月31日までの期限付きで導入されたもの。空家を所有し、売却を検討の方は期限切れにならないようにご注意ください…。

減価償却制度、定額法に一本化

平成28年4月1日以降に取得した付属設備及び構築物について、これまでは定率法の選択適用が認められていましたが、建物本体と一体として使用される建物付属設備や構築物については、その償却方法が定額法に一本化され、定率法は使えなくなりました。またひとつ節税の手法が封じられることになります。



一律3万円の給付 スタート

「1億総活躍社会」を掲げる安倍政権の目玉、低所得者対策として話題となった一律3万円のお年玉支給がいよいよ4月からスタート。およそ全国1,130万人が対象とか。「選挙対策」ではという批判もあるなか、果たして実のある成果が期待できるかどうか。

なお、支給要件は、

- ① 65歳以上で 住民税が非課税の方
- ② 65歳未満で 障害基礎年金と遺族基礎年金の受給者、となっています。



NEWSWAVE

ご結婚おめでとうございます ♡ ♡ . . .

去る4月23日、八鍬家長女 真希子さん(29歳)がめでたくゴールイン。横浜市内の結婚式場にて挙式並びに披露宴が行われました。当日はお天気にも恵まれ、大勢の友人・知人に囲まれ、幸せ一杯の一日だったようです。

写真はお色直しのために二人の兄に付き添われて退席するご様子。仲良し3人兄弟の末っ子で兄と腕を組んで歩くのが永年の夢だったとか。

お相手は池田達也君(30歳)、IT企業に勤めるシステムエンジニアで、勤務していた㈱オールアバウトで知り合い、5年間の交際を实らせてのご成婚。あらためて おめでとうございます。末永くお幸せに…



税 金 Q&A

個人所得税の確定申告が終わりホッとしたのも束の間、間もなく個人住民税の納付書がくる頃になりました。今回は最近特に人気のふるさと納税についてお話しします。



税理士 八鍬幸江

ふるさと納税とは

納税という名前ですが地方自治体への寄付金です。
個人住民税はその年1月1日に住民票のある県や市区町村に支払うのが原則ですが、例外として一部を自分の選んだ地方自治体に寄付金として納めることにより、地域の活性化、地方再生に貢献できるという制度です。

おすすめポイント

- ① お礼の品物が楽しみ。
- ② 応援したい複数の自治体に寄付という形で貢献できる。
- ③ 上手にえば実質負担額が2,000円で済む。
- ④ 手続きが簡単（ワンストップ特例制度）。



返礼品の一例

ふるさと納税 スタートからゴールまで

- ① 自分の最高限度額を決める。つまり最も効率の良い額。
（ザックリですが毎年の所得、変更がないなら住民税額の20%）
- ② 寄付する自治体、欲しい返礼の品を決める。
- ③ 寄付金額、納付方法その他記載して申し込む。
（電話、FAX、ホームページから直接、申込用紙をダウンロードして郵送）
- ④ 寄付金の払い込み
（カード、銀行振込、郵便振替、現金書留、コンビニ納付でも可能）
- ⑤ お礼の品と寄付金受領証明書が届く。

自治体によっては寄付金額の振込があってからお礼の品のリストが届きます。
届出先を複数選べたり送ってもらう回数を選べたりと、かなり使い勝手の良いシステムになっています。

例えば米30キロなら、2ヶ月ごとに10キロずつ3回に小分けして送ってもらうとか、ブランド牛は半分を両親に、残りの半分は親戚に送るなど、様々な方法が選択できます。

昨年12月浅草の商業施設の中に“ふるさと納税コンシェルジュ”も常設されました。
観光気分ですぐ立ち寄ってみてはいかがでしょうか。

企業版ふるさと納税制度

また、2016年からは、企業版ふるさと納税制度も導入されました。
その概要をまとめると 以下のようです。

- ① 寄付金の最低金額は10万円。
- ② 対象とならない地方公共団体もある。
- ③ 特典や特産品を受け取ると、法人側で受贈益になる。
- ④ 今までの2倍の節税効果はあるがキャッシュは確実に減る。

など、個人に比べ少し敷居が高い制度となっております。

もしあなたの会社が黒字決算になるようなら、試しに一度チャレンジしてみてはいかがでしょうか。



花や緑がきれいな季節となりました

ゴールデンウィークは混雑しているから、どこへも出かけなかったという方に おススメのスポットがあります。

ご存じの方も多いと思いますが、栃木県足利市にある「あしかがフラワーパーク」です。ここは大藤棚が有名で、アメリカのテレビ局 CNNから「世界の夢の旅行先10ヶ所」に選ばれるほど外国人にも人気のある場所で、今年のGW中の外国人の来園者数は例年の4倍だったとか。

今は白藤、きばな藤が満開を迎えています、大藤棚もまだまだ十分に見応えはあります。その他にもツツジが咲き誇っていて、藤とツツジのコラボは一見の価値がありそうです。

(シャクナゲ、クレマチス、バラも咲きはじめたようです)

すでに行かれたことがある方も、まだ一度も行ったことがない方も、お花の香りに癒されてみてはいかがでしょうか。



あしかがフラワーパーク

栃木県足利市迫間町 607 ☎0284-91-4939

アクセス

東北自動車道 佐野藤岡 IC

北関東自動車道 足利 IC・佐野藤岡 IC

各 IC より約 15 分

※ 入園料は花の咲き具合により変動

事務所よりお知らせ

相続・贈与メールマガジン 案内

無料配信のご

昨年の税制改正で相続税が増税となったこともあり、相続・遺言・生前贈与等への世間の関心度が高まっております。

そんなみなさまのニーズに応えるべく 当事務所では、“相続・贈与マガジン”と称したメールマガジンの配信をはじめました。月刊で4ページの文量です。毎回 興味深いテーマで、しかもわかりやすくまとめております。無料で登録できますので、ぜひご利用ください。

興味のある方は当事務所まで 配信先を
せく

Contents

- 『数字で見る相続』
- 『資産安心コラム』
- 『今からできる相続対策』
- 『なかなか聞けない相続Q & A』



開業26年の実績。

相続税、贈与税のお悩みは八鍬税務会計にお任せください。



ご相談は 八鍬会計 まで

税務や会計・事業承継や相続対策など、お気軽にご相談ください。

また、新たに事業を始める方や税金・資金繰り等でお困りの方がいらっしゃいましたらご紹介ください。

編集後記

比較的良好な天候に恵まれた今年のゴールデンウィーク。有意義に過ごせましたでしょうか。気持ちを切り替えて業務にエンジンをかけていかなければなりませんね。

さて、連休が過ぎると固定資産税や住民税などの納税通知書が届くころです。通知書を目にしますと改めて税金の重みを感じます。

連絡先 八鍬税務会計

TEL 048-769-9551

FAX 048-769-9550

tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp

http://www.yakuwa.net

広報委員 八鍬 鈴木 黒須